

○エアコンディショナーのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等

(平成二十一年六月二十二日)

(経済産業省告示第二百十三号)

改正	平成二五年一二月二七日	経済産業省告示第二六九号
	同 二八年 三月二八日	同 第 六〇号
	同 二九年 三月二八日	同 第 五四号
	同 三一年 三月二九日	同 第 六八号
	令和 元年 七月 一日	同 第 四六号
	同 四年 五月三一日	同 第一二八号
	同 五年 三月二八日	同 第 二三号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十八条第一項及び第八十条の規定に基づき、平成二十一年経済産業省告示第百八十号（エアコンディショナーの性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等）の全部を次のように改正したので、告示する。

エアコンディショナーのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等

(平25経産告269・改称)

1 判断の基準等

1-1 判断の基準

(1) エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）第18条第2号に掲げるエアコンディショナー（以下「エアコンディショナー」という。）の製造又は輸入を行う者（以下「製造事業者等」という。）は、目標年度（平成22年4月1日に始まり平成23年3月31日に終わる年度）以降の各年度（令和8年4月1日に始まり令和9年3月31日に終わる年度までに限る。）において国内向けに出荷する家庭用のエアコンディショナー（以下「家庭用エアコンディショナー」という。）のうち直吹き形で壁掛け形のもの（1の室外機に2以上の室内機を接続するものうち室内機の運転を個別制御するものを除く。以下同じ。）であって冷房能力が4.0キロワット以下のものにあつては、3(1)に定める通年エネルギー消費効率を第1表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重して調和平均した数値が同表

の右欄に掲げる数値を下回らないようにすること。

第1表

区 分			基準エネルギー消費効率
冷房能力	室内機の寸法タイプ	区分名	
3.2キロワット以下	寸法規定タイプ	A	5.8
	寸法フリータイプ	B	6.6
3.2キロワット超4.0キロワット以下	寸法規定タイプ	C	4.9
	寸法フリータイプ	D	6.0

備考 「室内機の寸法タイプ」とは、室内機の横幅寸法800ミリメートル以下かつ高さ295ミリメートル以下の機種を寸法規定タイプとし、それ以外を寸法フリータイプとする。

(2) 製造事業者等は、目標年度（平成24年4月1日に始まり平成25年3月31日に終わる年度）以降の各年度（令和10年4月1日に始まり令和11年3月31日に終わる年度までに限る。）において国内向けに出荷する家庭用エアコンディショナー（ただし、直吹き形で壁掛け形のもの（冷房能力が4.0キロワット超のものに限る。）にあつては、目標年度（平成22年4月1日に始まり平成23年3月31日に終わる年度）以降の各年度（令和8年4月1日に始まり令和9年3月31日に終わる年度までに限る。）において国内向けに出荷するもの）にあつては、3(1)に定める通年エネルギー消費効率を第2表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重して調和平均した数値が同表の右欄に掲げる数値を下回らないようにすること。

第2表

区 分			基準エネルギー消費効率
ユニットの形態	冷房能力	区分名	
直吹き形で壁掛け形のもの	4.0キロワット超5.0キロワット以下	E	5.5
	5.0キロワット超6.3キロワット以下	F	5.0

	6.3キロワット超28.0キロワット以下	G	4.5
直吹き形で壁掛け形以外のもの（マルチタイプのものうち室内機の運転を個別制御するものを除く。）	3.2キロワット以下	H	5.2
	3.2キロワット超4.0キロワット以下	I	4.8
	4.0キロワット超28.0キロワット以下	J	4.3
マルチタイプのものであって室内機の運転を個別制御するもの	4.0キロワット以下	K	5.4
	4.0キロワット超7.1キロワット以下	L	5.4
	7.1キロワット超28.0キロワット以下	M	5.4

備考 「マルチタイプのもの」とは、1の室外機に2以上の室内機を接続するものをいう。

(3) 製造事業者等は、目標年度（平成27年4月1日に始まり平成28年3月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷する業務の用に供するために製造されたエアコンディショナーにあつては、3(2)に定める通年エネルギー消費効率を第3表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重して調和平均した数値が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率（同表の左欄に掲げる区分ごとに応じ、同表の右欄に掲げる算定式により算定し、小数点以下2桁を切り捨てた小数点以下1桁で表した数値をいう。）を同表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重して調和平均した数値を下回らないようにすること。

第3表

区 分				基準エネルギー消費効率
形態及び機能	室内機の種類	冷房能力	区分名	又はその算定式
複数組合せ形のもの及び下記以外のもの	四方向カセット形	3.6キロワット未満	aa	$E = 6.0$
		3.6キロワット以上10.0キロワット未満	ab	$E = 6.0 - 0.083 \times (A - 3.6)$
		10.0キロワット以上20.0キロワット未満	ac	$E = 6.0 - 0.12 \times (A - 10)$

		20.0 キロワット以上28.0 キロワット以下	ad	$E = 5.1 - 0.060 \times (A - 20)$
四方向カセット形 以外		3.6 キロワット未満	ae	$E = 5.1$
		3.6 キロワット以上10.0 キロワット未満	af	$E = 5.1 - 0.083 \times (A - 3.6)$
		10.0 キロワット以上20.0 キロワット未満	ag	$E = 5.1 - 0.10 \times (A - 10)$
		20.0 キロワット以上28.0 キロワット以下	ah	$E = 4.3 - 0.050 \times (A - 20)$
マルチタイプのもので室内機 の運転を個別制御するもの		10.0 キロワット未満	ai	$E = 5.7$
		10.0 キロワット以上20.0 キロワット未満	aj	$E = 5.7 - 0.11 \times (A - 10)$
		20.0 キロワット以上40.0 キロワット未満	ak	$E = 5.7 - 0.065 \times (A - 20)$
		20.0 キロワット以上50.4 キロワット以下	al	$E = 4.8 - 0.040 \times (A - 40)$
室内機が床置きでダクト接続 形のもの及びこれに類するもの	直吹き形	20.0 キロワット未満	am	$E = 4.9$
		20.0 キロワット以上28.0 キロワット以下	an	$E = 4.9$
	ダクト形	20.0 キロワット未満	ao	$E = 4.7$
		20.0 キロワット以上28.0 キロワット以下	ap	$E = 4.7$

備考

- 1 「ダクト接続形のもの」とは、吹き出し口にダクトを接続するものをいう。
- 2 「マルチタイプのもの」とは、1の室外機に2以上の室内機を接続するものをいう。
- 3 E及びAは次の数値を表すものとする。

E：基準エネルギー消費効率（単位 通年エネルギー消費効率）

A：冷房能力（単位 キロワット）

(4) 製造事業者等は、目標年度（令和9年4月1日に始まり令和10年3月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷する家庭用エアコンディショナー（ただし、直吹き形で壁掛け形以外のもの（マルチタイプのものうち室内機の運転を個別制御するものを除く。）又はマルチタイプのものであって室内機の運転を個別制御するものにあつては、目標年度（令和11年4月1日に始まり令和12年3月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷するもの）にあつては、3(3)に定める通年エネルギー消費効率を第4表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重して調和平均した数値が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率（同表の左欄に掲げる区分ごとに応じ、同表の右欄に掲げる算定式により算定し、小数点以下2桁を四捨五入して小数点以下1桁で表した数値をいう。ただし、区分名「Ⅲ」であつてその基準エネルギー消費効率が6.6以上又は5.3以下の場合は、それぞれ、6.6又は5.3とし、区分名「Ⅳ」であつてその基準エネルギー消費効率が6.2以上又は4.9以下の場合は、それぞれ、6.2又は4.9とする。）を同表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重して調和平均した数値を下回らないようにすること。

第4表

区 分				基準エネルギー消費効率又はその算定式
ユニットの形態	冷房能力	仕様	区分名	
直吹き形で壁掛け形のもの	2.8キロワット以下	寒冷地仕様以外のもの	I	E = 6.6
		寒冷地仕様のもの	II	E = 6.2
	2.8キロワット超28.0キロワット以下	寒冷地仕様以外のもの	III	$E = 6.84 - 0.210 \times (A - 2.8)$

		寒冷地仕様のもの	IV	$E = 6.44 - 0.210 \times (A - 2.8)$
直吹き形で壁掛け形以外のもの (マルチタイプのものうち室内機 の運転を個別制御するものを除く。)	3.2キロワット以下	—	V	$E = 5.4$
	3.2キロワット超4.0キロ ワット以下	—	VI	$E = 5.0$
	4.0キロワット超28.0キロ ワット以下	—	VII	$E = 4.5$
マルチタイプのものであって室内機 の運転を個別制御するもの	4.0キロワット以下	—	VIII	$E = 5.6$
	4.0キロワット超7.1キロ ワット以下	—	IX	$E = 5.6$
	7.1キロワット超28.0キロ ワット以下	—	X	$E = 5.5$

備考

- 1 「マルチタイプのもの」とは、1の室外機に2以上の室内機を接続するものをいう。
- 2 「寒冷地」とは、「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項（平成二十八年国土交通省告示第二百六十五号）」別表第10に規定する地域の区分のうち、1、2、3又は4の地域をいう。
- 3 「寒冷地仕様のもの」とは、寒冷地での使用を想定したものであって、次の①から③までの仕様を全て満たすものをいう。
 - ① 積雪、低温に起因する故障を防止するように設計・製造されたもの。
 - ② 日本産業規格B8615—1(2013)暖房極低温（－7度）で定格暖房標準能力以上を発揮するもの。
 - ③ 日本産業規格C9612(2013)解説表に記載されている地域の寒冷地最低外気温度（－15度以下）で日本産業規格B8615—1(2013)6.3.5の運転性能要求事項を満たすもの。
- 4 E及びAは次の数値を表すものとする。

E：基準エネルギー消費効率（単位 通年エネルギー消費効率）

A：冷房能力（単位 キロワット）

1－2 判断の基準の特例

1－1(4)において、基準エネルギー消費効率を下回る区分（以下「未達成区分」という。）を有する場合であって、各区分の3(3)に定める
通年エネルギー消費効率を各区分の出荷台数により加重して調和平均した数値が、各区分の基準エネルギー消費効率を各区分の出荷台数により加
重して調和平均した数値を下回らない場合は、当該未達成区分については、第4表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らない区分とみ
なすことができる。ただし、令和9年度（令和9年4月1日に始まり令和10年3月31日に終わる年度をいう。）又は令和10年度（令和10年4月
1日に始まり令和11年3月31日に終わる年度をいう。）においては、第4表の左欄に掲げる区分名「I」から区分名「IV」までにおいて3(3)
に定める通年エネルギー消費効率を各区分の出荷台数により加重して調和平均した数値が、各区分の基準エネルギー消費効率を各区分の出荷台数
により加重して調和平均した数値を下回らない場合は、当該未達成区分については、第4表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らない
区分とみなすことができる。

2 表示事項等

2－1 表示事項

エアコンディショナー（家庭用エアコンディショナーを除く。）のエネルギー消費効率に関し、製造事業者等は、次の事項を表示すること。

- イ 品名及び形名
- ロ 区分名
- ハ 冷房能力
- ニ 冷房消費電力
- ホ 暖房能力
- ヘ 暖房消費電力
- ト 通年エネルギー消費効率
- チ 製造事業者等の氏名又は名称

2－2 遵守事項

- (1) 2-1のハに掲げる冷房能力は、日本産業規格B8615-1又はB8615-2に規定する冷房能力の試験方法（温度条件はT1とする。）により測定した冷房能力の数値をキロワット単位で表示すること。この場合において、表示値は、冷房能力の95分の100以下とすること。
- (2) 2-1のホに掲げる暖房能力は、日本産業規格B8615-1又はB8615-2に規定する暖房能力の試験方法（温度条件は標準とする。）により測定した暖房能力の数値をキロワット単位で表示すること。この場合において、表示値は、暖房能力の95分の100以下とすること。
- (3) 2-1のニに掲げる冷房消費電力は、日本産業規格B8615-1又はB8615-2に規定する冷房能力の試験方法（温度条件はT1とする。）により測定した冷房消費電力の数値をワット又はキロワット単位で表示すること。この場合において、表示値は、冷房消費電力の110分の100以上とすること。
- (4) 2-1のヘに掲げる暖房消費電力は、日本産業規格B8615-1又はB8615-2に規定する暖房能力の試験方法（温度条件は標準とする。）により測定した暖房消費電力の数値をワット又はキロワット単位で表示すること。この場合において、表示値は、暖房消費電力の110分の100以上とすること。
- (5) (1)及び(3)において、ダクト接続形のものについては、定格機外静圧を与えて測定した数値を用いること。
- (6) (1)から(4)までにおいて、マルチタイプであって室内機の運転を個別制御するもののうち、1の室外機に接続する室内機の組合せが2以上あるものについては、次の組合せによって測定した数値を用いること。
 - ① 室内機の形態は、使用上最適なものとし、壁掛け形又は四方向カセット形を原則とする。
 - ② 室内機の台数は、室外機に室内機ごとの接続口がある場合はその口数、個別の接続口がない場合には2台を原則とする。
 - ③ 室内機の能力は、その冷房能力の合計と室外機の冷房能力の比が1（1となる組合せがないものは1の間近）となるものを選定する。
 - ④ 28.0キロワット超のものについては室外機に接続する室内機の台数を室外機の能力に応じた台数とする。
- (7) 2-1のトに掲げる年間エネルギー消費効率は、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）別表第3下欄に掲げる数値を小数点以下1桁まで表示すること。
- (8) (1)から(7)までにおいて、定格周波数の違いによって測定される数値に相違が生じる場合には、それぞれの定格周波数ごとに測定された数値を表示するものとする。
- (9) 2-1に掲げる表示事項の表示は、消費者が機器の選定に当たり、性能に関する表示のあるカタログ及び取扱説明書の見やすい箇所にわか

りやすく表示すること。

3 エネルギー消費効率の測定方法

(1) 1(1)及び(2)の通年エネルギー消費効率は、日本産業規格C9612(2005)附属書3に規定する方法により算出した数値とする。ただし、マルチタイプであって室内機の運転を個別制御するもののうち、1の室外機に接続する室内機の組合せが2以上あるものについては、次の組合せによって通年エネルギー消費効率を測定するものとする。

ア 室内機の形態は、壁掛け形を原則とする。

イ 室内機の台数は、室外機に室内機ごとの接続口がある場合はその口数、個別の接続口がない場合には2台を原則とする。

ウ 室外機と室内機の接続は、室外機の呼称能力を100%発揮できる室内機の接続のうち、室内機の呼称能力の合計と室外機の呼称冷房能力の比が1又は1の間近となるものを選定する。

(2) 1(3)の通年エネルギー消費効率は、日本産業規格B8616(2006)に規定する方法により算出した数値とする。ただし、28.0キロワット超のものについては、室外機に接続する室内機の台数を、室外機的能力に応じた台数によって測定する。

(3) 1(4)の通年エネルギー消費効率は、日本産業規格C9612(2013)附属書B又は附属書Eに規定する方法により算出した数値（室内機1台の冷房能力が10キロワット超のものについては、日本産業規格C9612(2013)附属書Bの規定に準拠して算出した数値）とする。

附 則

この告示は、平成21年7月1日から施行する。ただし、2の規定は、平成22年7月1日から施行する。

附 則 （平成二五年一二月二七日経済産業省告示第二六九号）

この告示は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。ただし、第一条（工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準のIの1の(1)の④のイの改正規定（「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める部分を除く。）、Iの1の(2)の④のオ、同(3)の④のイ、同(4)の④のイ、同(6)の③及び同(7)の④のウの改正規定並びにIの2の(2)の(2-2)の④のウ、同(5)の(5-2)の④のイ及び同(6)の(6-2)の④のウの改正規定に限る。）、第二条から第八条まで（題名の改正規定に限る。）、第十条、第十一条（エネルギーを消費する機械器具の小売の事業を行う者が取り組むべき措置の1の1-1の改正規定を除く。）及び第十二条から第三十条まで（題名の改正規定に限る。）の規定は、平成二十五年十二月二十八日か

ら施行する。

改正文（平成二八年三月二八日経済産業省告示第六〇号）抄

平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二九年三月二八日経済産業省告示第五四号）

この告示は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

附 則（平成三一年三月二九日経済産業省告示第六八号）

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（令和元年七月一日経済産業省告示第四六号）

この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則（令和四年五月三十一日経済産業省告示第一二八号）

この告示は、令和四年六月一日から施行する。

附 則（令和五年三月二八日経済産業省告示第二三号）抄

（施行期日）

第一条 この告示は、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。